

2021年2月16日

令和3年福島県沖を震源とする地震で被災された在学生の皆さまへ

日本学生支援機構による

給付奨学金（家計急変） 及び 貸与奨学金（緊急採用・応急採用） について

令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

日本学生支援機構による、災害救助法適用地域にて被災された世帯の在学生に対する経済的支援についてご案内します。

万一、標記災害により世帯が被災し、支援を希望する学生は、大学を通じて出願することができますので、以下の内容を確認の上、各キャンパス学生課へ速やかにご連絡ください。

■ 支援の種類

支援には以下の3種類があります。詳細は、下記(1)~(3)を参照してください。

『給付奨学金（家計急変）』

『貸与奨学金（緊急採用・応急採用）』

『JASSO 災害支援金』

(1) 給付奨学金（家計急変） ※申込期限：家計急変発生月から3カ月以内

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

(2) 貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

- ◆ 緊急採用（第一種奨学金）：無利子

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/kinkyu.html

- ◆ 応急採用（第二種奨学金）：有利子

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/okyu.html

(3) JASSO 災害支援金

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が居住する家に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方を対象とします。

※申込期限：災害発生から6カ月以内

■ 対象となる「災害救助法適用地域」

以下の日本学生支援機構の Web サイトで確認してください。

災害救助法の適用地域

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html#202010taifu14

災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合があります。

■ 問い合わせ先

【学生課】

経営・法学部生：本キャンパス学生課 0285-20-8119

〒323-8586 栃木県小山市駅東通り 2-2-2

教育学部生：大行寺キャンパス学生課 0285-26-2513

〒323-8585 栃木県小山市大行寺 1117

事務取扱時間 平日 8：45～11：30 12：10～16：45
(土・日・祝日を除く)

※お問い合わせの際は、学籍番号・氏名をお伺いします。